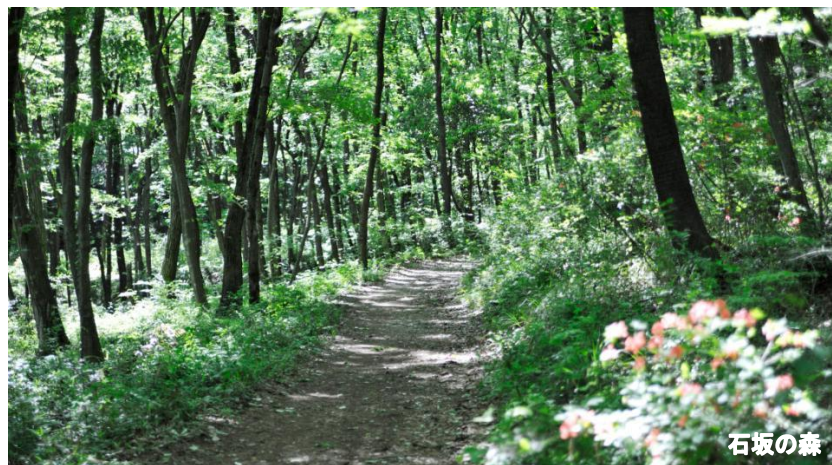


鳩山町の重層的支援体制整備事業実施 に向けた取り組み

地域で支え合う福祉のまちづくり

包括的な支援体制の基盤づくりと地域で安心して暮らせるための環境づくり

地域住民による支え合い・見守りの地域づくりと地域福祉を支える担い手づくり



埼玉県比企郡鳩山町

長寿福祉課 齋藤

鳩山町の概要

人口 13,354 人 (R3. 9. 1 現在) 面積 25.71 km²

小学校 3 校、中学校 1 校

高齢化率 45.0% (R3. 9. 1 現在)

要介護認定率 11.9% (R3. 7. 1 現在)

65 歳健康寿命 男性 6 年連続 県内 1 位 (2020 年)



分野	拠点	箇所数	
高齢	地域包括支援センター	1 箇所	直営
障がい	基幹相談支援センター	1 箇所	委託 (1 市 3 町共同設置)
子ども	地域子育て支援拠点	2 箇所	委託 (社福、学校法人)
	子育て世代包括支援センター	1 箇所	直営
生活困窮	相談支援センター	1 箇所	県事業
包括的	総合相談支援窓口	1 箇所	委託 (町社協)
	ニュータウンふくしプラザ	1 箇所	委託 (町社協)
	地域見守り支援ネットワーク	1 箇所	直営

地域共生へ向けて～重層的支援体制整備事業実施前～

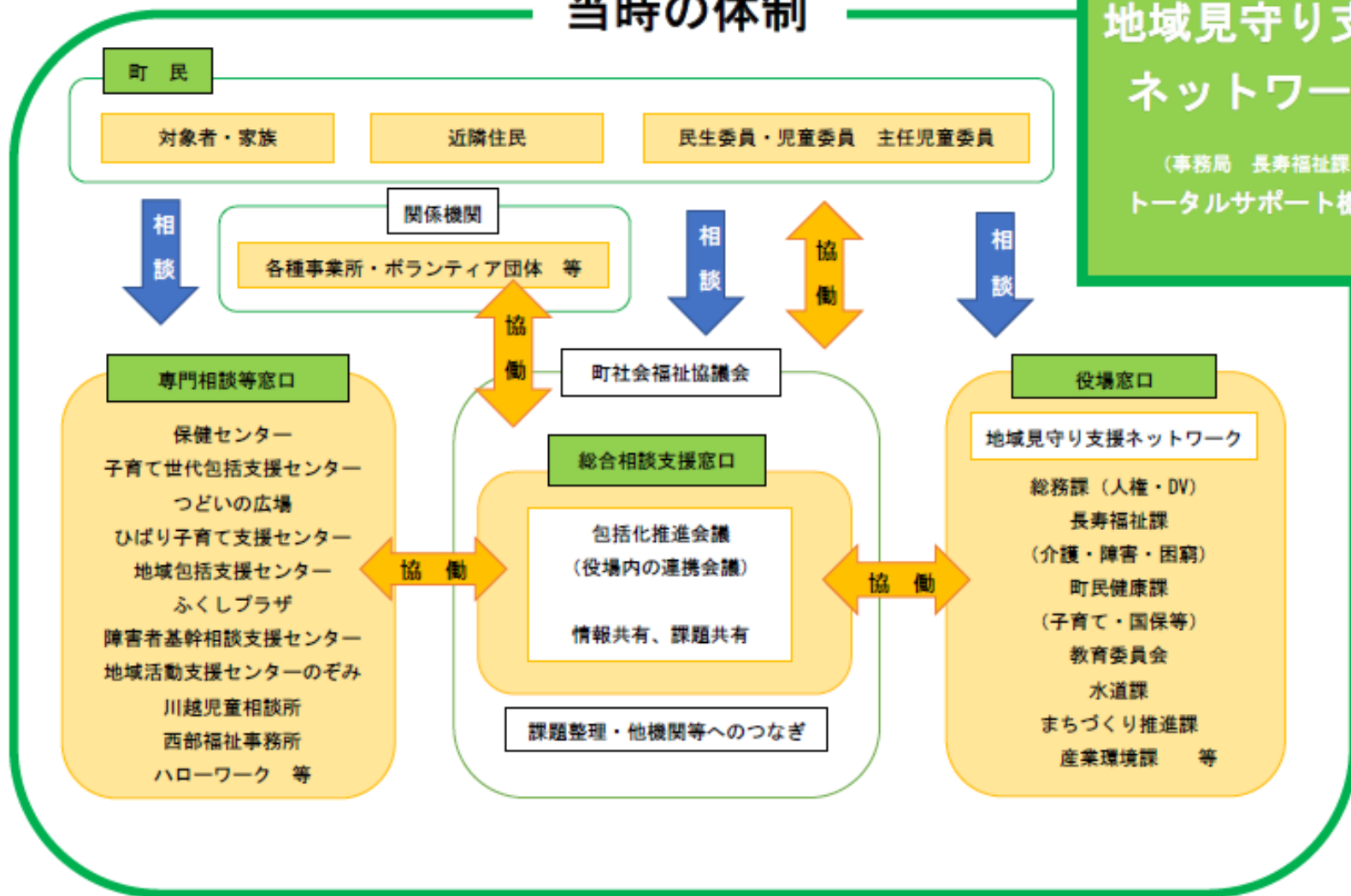
時期	内 容	
H22. 7	鳩山町地域見守り支援ネットワーク設立 (愛称：見守りはとネット) (現在は消費者安全確保地域協議会の機能を兼ねている)	見守る人・見守られる人を特定しない形で、地域住民が日常の生活や仕事の中で、高齢者・子ども・障がい者等の「ちょっと気になる？」ということに気づいたときに、鳩山町に連絡いただくことで、地域住民をゆるやかに地域全体で見守っていくもの。
H24	支え合いまちづくり推進事業実施	
H24. 11	ニュータウンふくしプラザ 開所	「地域で支え合う福祉のまちづくり」の実現を目指し、地域福祉の充実を図るため専任の担当者等を配置し、地域住民の活動を側面から支援する。また、高齢化率の高い鳩山ニュータウン地区での福祉の拠点として、サロン活動等を実施。
H29. 4	地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（モデル事業）の実施	
H31. 4	総合相談支援窓口 開室	家庭内に課題が複数ある場合、一人の方に課題が複数ある場合や、課題は一つでも知っている制度では対応できない、又は制度がわからず、どこに何を相談に行ったらよいかわからない場合など、何でも相談できる窓口。

総合相談支援窓口を中心とした連携体制とトータルサポート

当時の体制

地域見守り支援 ネットワーク

(事務局 長寿福祉課)
トータルサポート機能



地域共生へ向けて ～モデル事業での課題～

- ・見守りはとネットと総合相談支援窓口が両輪となりセーフティネットが構築



- ・地域共生社会への実現に向けた包括的支援体制が構築



- ・しかしながら、複合化・複雑化した相談や家族丸ごとの相談の件数は当初予定していたものより多く寄せられ、総合相談支援窓口一ヶ所では、今後対応しきれない状況になる可能性が生じた



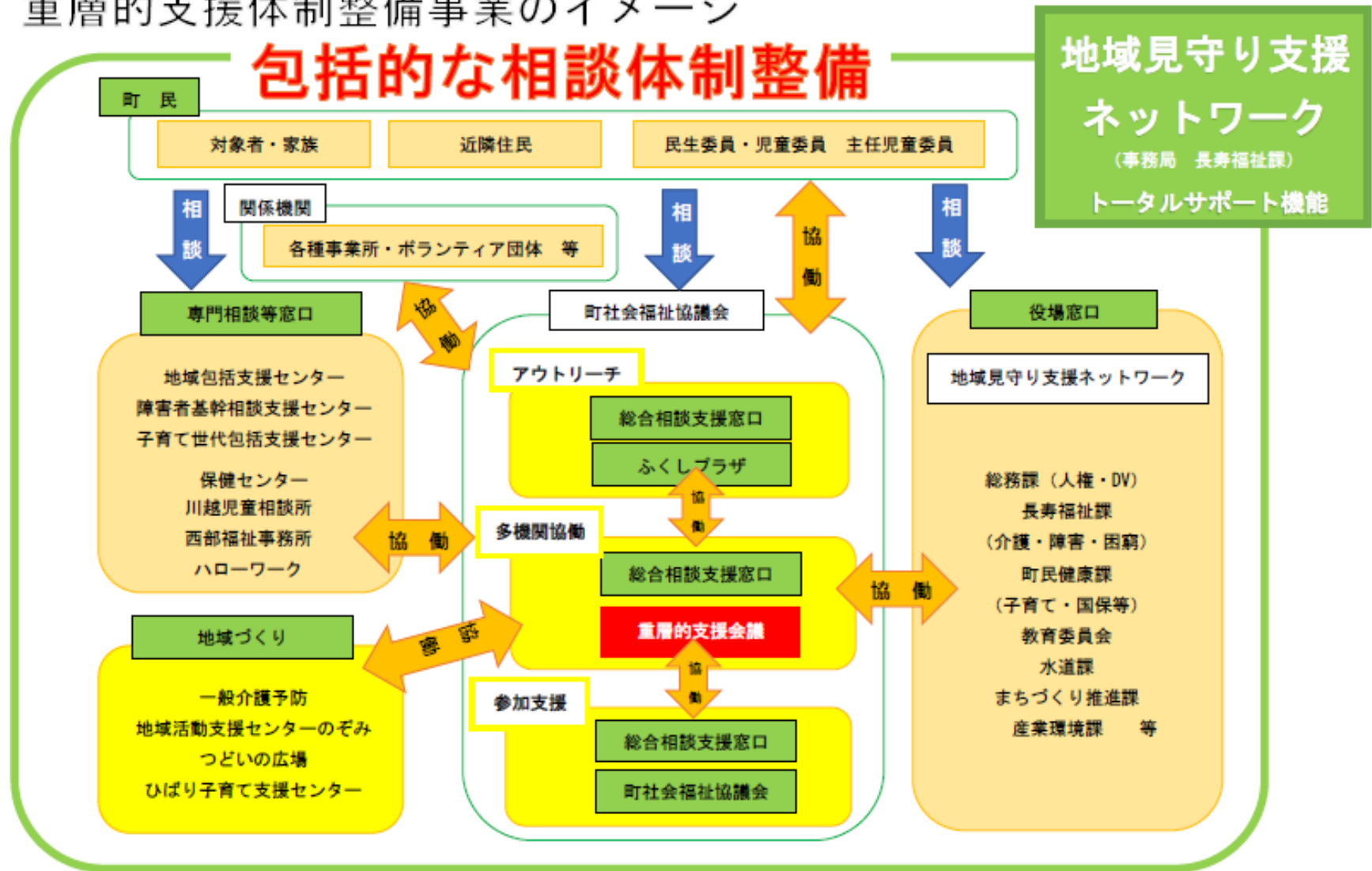
- ・庁舎内の組織全体で相談を受け止めると共に、さらなる情報共有の強化を図ることが必要

地域共生へ向けて～重層的支援体制整備事業移行準備～

時期	内 容	
R2. 5	包括化推進会議要領改正	全課対象の会議へ変更。全体会及び個別ケース会議を実施。この会議を活用し、重層的支援体制整備事業に関しての共通認識を図る。
R2. 7	情報収集、情報整理	国・県説明会に参加。国に直接質問実施。
R2. 10	庁内関係課と打ち合わせ（福祉関係、町社協）。後日、財政部局と打ち合わせ	各課課長、担当者出席。事業の概要、既存の事業において移行する事業、財政措置、体制構築について⇒来年度からの実施に向けて了承。
R2. 11	町長・副町長へ説明	事業内容の説明。
	予算へ正式に反映	
R2. 12	埼玉県へ協議、議員への説明	事業内容の説明、事業への協力依頼。
	庁内関係課と打ち合わせ（福祉関係、町社協）	担当者出席。事業実施体制案について検討。
R3. 2	包括化推進会議で事業について説明	全課対象に事業内容を説明。事業実施後は全課の協力が必要なことを説明。
R3. 3	総合相談支援窓口実施要綱改正	多機関協働事業、アウトリーチ事業、参加支援事業の内容追加、重層的支援会議への変更。
R3. 4	広報4月号で事業について掲載	見守りはとネットと総合相談支援窓口を掲載。

重層的支援体制整備事業のイメージ

包括的な相談体制整備



重層的支援会議

- 重層的支援会議実施者（多機関協働事業者）
鳩山町総合相談支援窓口（町社会福祉協議会）が実施
（昨年までの包括化推進会議）
- 会議内容
全体会：庁内全課参加（年4回5, 7, 10, R4. 3）
 - ◎包括的相談支援に関する情報共有
 - ◎社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討個別ケース会議：関係者（月1回定例＋随時）
 - ◎多機関協働事業が作成したプランの協議
⇒本人同意が必要



支援会議（社会福祉法第 106 条の 6）

- ・ 支援会議実施者

鳩山町（鳩山町地域見守り支援ネットワーク）が実施
（個別ケース会議を活用）

- ・ 会議内容

◎守秘義務を設けて構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報共有を行うことができる

⇒「自ら支援を求めることが困難な人」や「支援が必要なのに支援が出来ていない人」への支援を行うために開催

- ・ 様式等

独自の様式を、重層的支援会議と統合させ、重層的支援会議と一体的に会議を実施

重層的支援体制整備事業実施計画（社会福祉法第 106 条の 5）

- ・ 第 2 次鳩山町地域福祉推進プラン（令和元年度～令和 5 年度）との関係性
令和 3 年度計画を一部改訂し、鳩山町重層的支援体制整備実施計画を策定予定
- ・ 他計画との関連性
 - ◎第 8 期鳩山町高齢者福祉総合計画（令和 3 年度～令和 5 年度）
⇒第 2 次鳩山町地域福祉推進プランを上位計画とし、重層的支援体制整備について明記
 - ◎第 6 期鳩山町障がい者福祉計画（令和 3 年度～令和 5 年度）
⇒第 2 次鳩山町地域福祉推進プランを上位計画とし、地域共生社会の実現について明記

鳩山町地域見守り支援ネットワーク

- ・ 職員個人の「個」としての解決から、組織の「チーム」として解決できるように、かつ属性ごとの支援ではなく、家族まるごとの支援を行うための情報共有の体制確立を目指すこと、そして、地域住民のゆるやかな見守り活動を支援していくことを目的として、見守りはとネットを設立。
- ・ 見守り活動を行う際は民間の力が必要だと感じ、民間業者等にも活動に参画。（この活動はセーフティネットの地域住民の気にかける関係性にあたる）
- ・ 現在では、消費者安全確保地域協議会の機能も兼ねており、様々な問題に対しても対応。

包括的相談事業

アウトリーチ等継続支援事業

総合相談支援窓口

- ・ 地域住民に寄り添い、複合化・複雑化した課題をまとめて受け止める窓口。
- ・ 多機関協働事業を行いながら、関係機関と連携し、適切な支援を実施。
- ・ 関連機関と連携を取りながら、積極的に訪問等を行い、地域の課題をキャッチする。
- ・ 社会的孤立の支援として、サロン事業、一般就労までの中間的就労事業も実施。本年度からフードバンク事業も実施予定。生活困窮者支援の取り組みも強化する。

包括的相談事業

参加支援

多機関協働

地域づくり事業

アウトリーチ等継続支援事業



ニュータウンふくしプラザ

- 専任担当者を配置し、地域住民が気軽に集まれる場の提供や、地域の見守り、相談支援を実施。

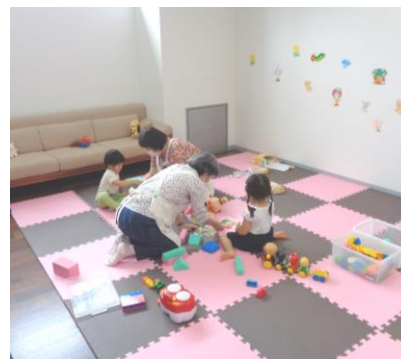
包括的相談事業

地域づくり事業

アウトリーチ等継続支援事業



サロン活動
サロンボランティアが活躍する誰でも参加できる常設サロン



はとっこひろば「にこにこ」
未就学児の親子と保育ボランティアとの遊びの場



小・中学生の学習支援
町内児童・生徒の学習を学習支援ボランティアが支援

重層的支援体制整備事業実施にむけて

・ 庁内での共通認識の必要性

- ◎重層的支援体制を整備するにあたっては、福祉部局だけの共通認識では、実施は難しいと思われる。
- ◎国通知は、担当課だけではなく全課へ情報提供が必要。
- ◎地域全体で支援していく必要がある。一人でも多くの支援者が必要。
- ◎地域資源の把握と開発が早急な課題となる。

・ 支援会議の重要性

- ◎多機関協働事業を実施できるのは、本人同意がある場合。本人の同意を取れる場合は、支援がしやすい。
- ◎本当に支援が困難なのは、潜在的な困難を抱えている方。しかし、この場合は、本人同意がないので、多機関協働事業等につなげることはできない。⇒支援会議での協議が重要になってくる。

まずは、隣の方から

つながることで、人と支援もつながる

人と支援の狭間がなくなっていく

地域で支え合う福祉のまちづくり

